

新旧対照表(PayPayクーポン 運用ガイドライン細則)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3項	—	クーポン加盟店が PayPayスタンプカード(PayPayポイント)(以下単に「スタンプカード」といいます)終了日時掲載日以後に PayPayクーポンを発行する場合について (1)スタンプカード終了日の翌日以後を利用可能期間の開始日とする PayPayクーポンを発行する場合、当該 PayPayクーポンの利用可能期間の開始日が、当該スタンプカードの終了日から 30日経過後の日付となるよう設定する必要があります。 (2)スタンプカードの終了日時掲載日から終了日までにクーポンを発行する場合、当該クーポンの利用可能期間の終了日を、当該スタンプカードの終了日以前とする必要があります。 (3)スタンプカードの終了日時掲載日以前から、クーポン加盟店が PayPayクーポンの内容(利用可能期間および条件)を PayPayアプリ上のスタンプカードコーナーで表示する場合は、前二号の定めに従うことなく PayPayクーポンを発行することができます。